第１号様式（第９条及び第１０条関係）

一時預かり利用申込書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　京都市長 | 年　　　月　　　日 |
| 申込者の住所（〒　　　－　　　） | 申込者の氏名  （電話　　　－　　　　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 次のとおり一時預かり事業の利用を申し込みます。 | | | |
| 児童名 | (ﾌﾘｶﾞﾅ) |  | 年　　　　月　　　日生 |
| (ﾌﾘｶﾞﾅ) |  | 年　　　　月　　　日生 |
| 保育所名 | 保育所 | | |
| 利用期間  ・  利用日 | 年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで(　　　日間) | | |
| □　定期利用　　　　週　　　日（月・火・水・木・金・土曜日）  　□　その他　　（　　月　　日）（　　月　　日）（　　月　　日）  [　　　　　　　　　　　　　] | | |
| 利用時間帯 | □　１日（8時30分～17時）  □　半日（ □　8時30分～12時30分 　□　12時30分～17時）  □　裁判員(□1日(8時30分～18時) □半日(8時30分～12時30分)  □半日(12時30分～18時)） | | |
| 利用理由 | ア）就労・自営手伝い　　イ）求職活動・職業訓練　　ウ）就学（通学）  エ）傷病（通院・入院）　オ）出産　　カ）看護・介護　　キ）冠婚葬祭  ク）ボランティア活動　　ケ）育児リフレッシュ　　コ）児童の体験入所  　　サ）裁判員への参加  シ）その他[　　　　　　　　　　　　　] | | |
| 保育費用の階層区分 | □（区分１）生活保護世帯  □（区分２）区分１を除き、市民税非課税世帯  □（区分３）区分１、２を除き、その他の世帯  ※区分１に該当する方は、「生活保護受給証明書」を添付してください。  ※区分２に該当する方は、「住民税非課税証明書」を添付してください。 | | |
| 施設等利用給付認定通知書の有無 | □有　（認定番号　　　　　　　　　　　　）　　　　□無  （有効期限　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日　） | | |
| 保育所等入所申込状況 | □有（当初利用申込希望日　　　　年　　月　　日）　　　　□無 | | |

（裏面あり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※　確　認　欄 | 受付日 | 年　　月　　日 | 受付者 | 階層区分 | １ ・ ２ ・ ３ |
| 利用形態 | □　非定型　　□　緊急　　□　私的理由  □　裁判員　　□　被災 | | 利用料 | (児童１人・１日あたり) |
| 円 |
| 添付書類 | □　保護受給証明書　 □　非課税証明書　　　□施設等利用給付認定通知書  □　裁判員等選任手続の呼出状□ 公判期日等の通知書  □　その他（　　　　　　） | | | |
| 備　　考 |  | | | |

〈利用承認の結果について〉

１　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことをしった日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

提出

公判期日等の通知書（写しを追加して提出）

⑧期間中保育を実施

公判期日等の通知書

公判期日等の通知書